

## 第1章

### 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の視点と位置づけ

第3節 計画の期間

## 第1節 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題のひとつとして位置づけ、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

この法律では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組を総合的、計画的に推進していくため、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定を、第13条では国に、第14条では都道府県に義務付けています。また、市町村においても、14条で努力規定として「男女共同参画基本計画」の策定が明記されています。

本市においても、平成19年3月に「常総市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年度に見直した「常総市男女共同参画計画(改訂版)」を指針に、男女共同参画社会の実現を目指して、市、市民及び事業者が一体となり、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

しかし、依然として男女共同参画があらゆる人々にとって必要であるという認識が浸透していないこと、女性の社会進出は進んでいるとはいえ、方針の立案・決定過程への参画は十分とはいえ、長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルからの転換が進まず、仕事と家事・育児・介護等の両立が依然として難しいなど、様々な分野において解決すべき課題が残されています。

このような現状を踏まえ、本市では、男女共同参画推進条例に基づき、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指し、男女共同参画社会の実現を推進できる施策の基本的方向性を示す指針として「第2次常総市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 第2節 計画の視点と位置づけ

- 1 男女それぞれの市民が自分らしく行動するため
- 2 市民がお互いに支えあう住みよいまちにするため
- 3 市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを実現するため

以上、3つの考えを柱とし、<sup>とも</sup>男女に、担いあうまちづくりを目指します。

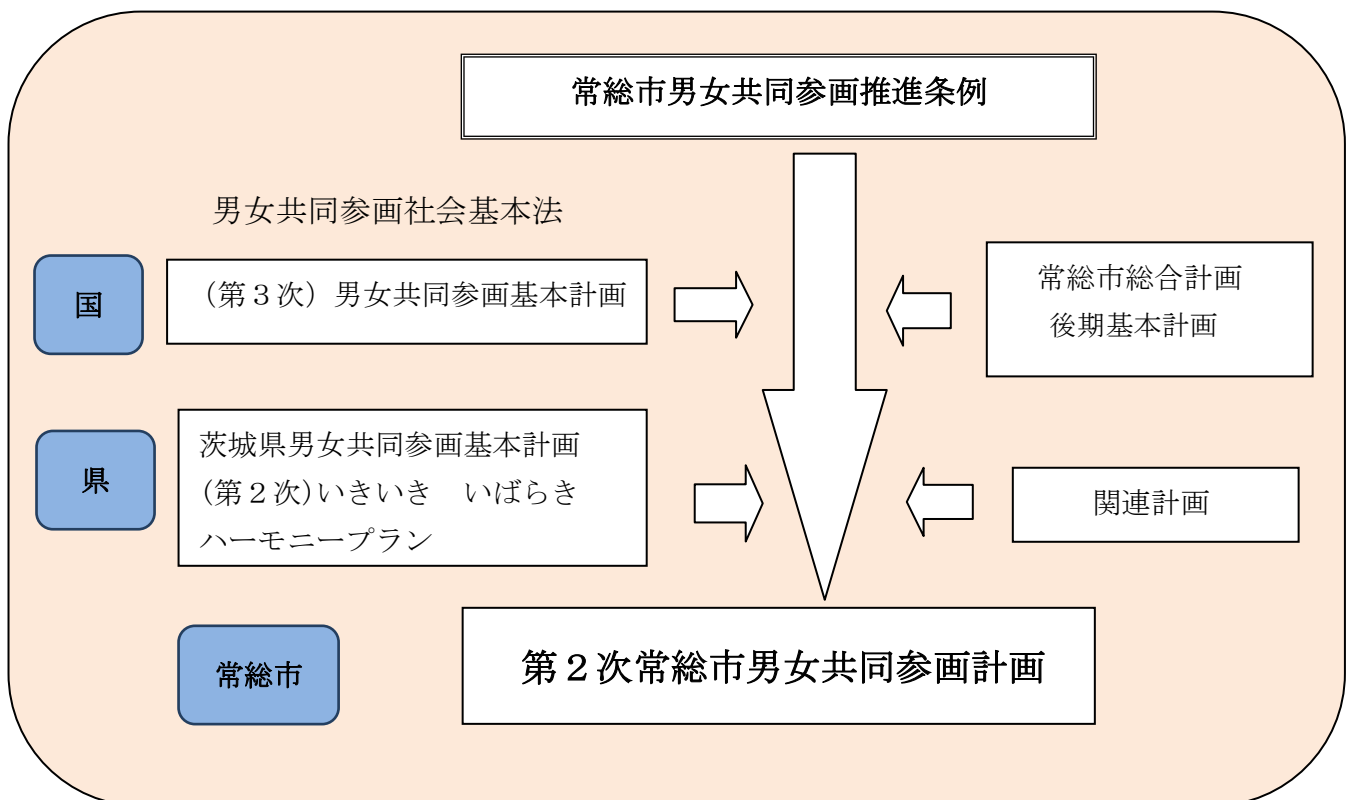
さらに、この計画では、わたしたち一人ひとりの行動をわかりやすく整理するために、次の5つの視点を持って施策を推進します。

- |       |       |        |         |         |
|-------|-------|--------|---------|---------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 働く場 | 4. 教育の場 | 5. 国際社会 |
|-------|-------|--------|---------|---------|

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき策定された計画で、常総市男女共同参画推進条例第8条に規定する基本的施策として位置付けられた計画です。市の男女共同参画政策を総合的、計画的に進めていくための指針とします。

さらに、国・県の計画や市の総合計画など関連する市の諸計画と整合を図りながら推進されるものです。

### ○計画関係図



### 第3節 計画の期間

計画の目標、施策の方向性については、平成26年度から平成35年度までの10年間とし、前期実施計画を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

また、前期計画の計画期間が終了する平成30年度には、本計画の進捗状況や社会状況を勘案したうえで、実施計画事業について見直し作業を実施することとします。

○前期実施計画 平成26年度～平成30年度 (5年間)

○後期実施計画 平成31年度～平成35年度 (5年間)